

災害時要援護者名簿の提供について

日頃からの地域での支え合いの取組によって災害発生時に要援護者の安否確認・避難支援などが迅速に行われるよう、協定を締結している自治会町内会へ名簿の提供を行っています。
 今年度も要援護者宛に、自治会町内会に提供する名簿への掲載に関する意向確認を行います。

1 要援護者への同意確認方法について

(1) 同意方式で協定を締結している地区

今年度新たに対象となった方及び過去に同意のなかった方に**同意確認書**を送付します。

(2) 情報共有方式で協定を締結している地区

今年度新たに対象となった方に**削除依頼書**を送付します。

2 今後のスケジュール

	要援護者	区役所	自治会・町内会
10月21日(月)		区連会で説明	
12月上旬	同意確認書(削除依頼書)の送付		
12月中旬 (締め切り)	同意確認書(削除依頼書)の返送		
令和2年 2月下旬		令和元年度名簿の提供(郵送)	
令和2年 4月下旬		平成30年度名簿の返却(郵送)	

3 令和元年度の名簿の提供及び平成30年度の名簿の返却について

令和元年度に同意者を掲載した名簿を令和2年2月に郵送します(情報共有方式で協定を締結している地域については、削除依頼のあった方を除いた方を掲載した名簿になります)。

また、平成30年度の名簿につきましては、名簿とともに同封をさせていただくレターパックに入れて、令和2年4月下旬までに返却をお願いします。

担当 港北区高齢・障害支援課
 脇、大和田、谷口
 電話 045-540-2317
 FAX 045-540-2396

■ 送付対象地区 (同意方式で協定を締結している地区)

・連合町内会

綱島地区連合自治会、大曾根自治会連合会、樽町連合町内会、師岡地区連合町内会
大倉山地区連合町内会、城郷地区連合町内会、新羽町連合町内会、新吉田連合町内会
新吉田あすなろ連合町内会

・単位町内会

【日吉地区】日吉本町東町会、日吉本町西町会、日吉町自治会、日吉町宮前自治会、
下田町自治会、サンヴァリエ日吉自治会、コンフォール南日吉自治会、
箕輪町町内会、日吉第7コーポ自治会、日吉第三コーポ自治会

【菊名地区】菊名北町町内会、錦が丘町内会、ふじ町内会、大倉山ハイム町内会
大倉山喜久和会、表谷町内会、大豆戸町内会

【篠原地区】菊名南町自治会、篠原西町自治会、仲手原自治会、篠原台町自治会、

【高田地区】高田西原自治会、高田町内会

【大曾根地区】大曾根睦会

■ 送付対象地区 (情報共有方式で協定を締結している地区)

・単位町内会

【日吉地区】日吉台町内会、常盤会自治会、さかえ住宅自治会

【菊名地区】泉ヶ丘町内会

【篠原地区】仲手原南自治会、篠原東自治会

【高田地区】高田町住宅自治会、高田町住宅親交会、高田東町会、高田町親和会、
高田中央町内会、自治会しらさか

<参考>区より提供する災害時要援護者リスト

① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方

ア 要介護3以上の方

イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方

ウ 認知症のある方(要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方)

② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、
難病患者

③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方

④ 療育手帳(愛の手帳)A1・A2の方

(宛先)

〒×××-××××

横浜市港北区〇〇〇〇

港北 ミズキー 様

《住所》

《肩書》

《氏名》

【返送期限】

令和元年12月××日(×)

【問合せ先】

港北区高齢・障害支援課

電話：045-540-2317

FAX：045-540-2396

同封の『災害時要援護者名簿の自治会・町内会への提供について』をご一読いただき、以下の同意書（確認書）のご返送をお願いいたします。

災害時要援護者名簿の提供についての同意書（確認書）

私は、災害時に備えた支援のために、次の2点について

- (1) 氏名、住所又は居所、生年月日、性別、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由の情報を、自治会・町内会等に提供すること
- (2) 災害時の支援に必要な情報などをお伺いするため、自治会・町内会役員等の訪問を受けること

 同意する 同意しないどちらかに（チェック）をしてください。

同意しない理由が、「施設に入所中、または病院に長期入院している（する）」場合で、今後の意向確認を希望しない方は、下の欄に（チェック）をしてください。

 施設に入所中等の理由により、次年度以降は意向確認を希望しません

令和 年 月 日

本人氏名 _____ (印) (本人自署の場合は、押印不要です)

本人住所（本書の宛先と異なる場合に記入） _____

電話番号 _____

※ 代理の方が記入した場合、どなたが記入したかご記入ください。

代理人氏名 _____ (続柄 _____)

代理人電話番号 _____

(代理人の氏名、電話番号及び続柄は、自治会・町内会等への提供対象とさせていただきます)

災害時要援護者名簿の自治会・町内会への提供について

～ 今回お知らせをお送りしている方 ～

区役所と協定を締結した団体のエリアに住民登録をしており、ご自宅で生活している方で、次の条件のいずれかに該当する方

- ① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 要介護3以上の方
 - イ 一人暮らし高齢者、
または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
 - ウ 認知症のある方
- ② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている
身体障害者、知的障害者、難病患者
- ③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、
身体障害者手帳1～3級の方
- ④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

日頃から横浜市港北区政の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

地震などの災害発生時に、高齢者や障害者などの自力避難が困難な方々（災害時要援護者）の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくり、地域での支えあいが重要です。

区役所では、災害対策基本法に基づく災害時要援護者名簿に掲載されている方のうち、同意があった方の情報を、自治会町内会、民生委員など、区役所と「要援護者情報の提供に関する協定」を締結した団体（以下「自治会町内会等」といいます。）に提供し、災害時の安否確認等に向けた取組をお願いしています。

つきましては、ご自分の情報を区役所が協定を締結した自治会町内会等に提供してもよい場合は、同封の同意書（確認書）に記入し、区役所にご返送ください。

返送がない場合、および同意しない旨の返送があった場合は、自治会町内会等への情報提供はいたしません。

■ 提供される情報（災害時要援護者名簿に載せる情報）

- ①氏名 ②住所 ③生年月日 ④性別 ⑤電話番号その他連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由（介護、障害） ⑦その他（緊急連絡先等）

■ 同意書返送期限

令和元年12月〇日（〇）

【裏面もご覧ください】

■ 個人情報の取扱い

- ・区から提供された個人情報を管理する者及び個人情報を取扱う者には、法律上の秘密保持義務があります。個人情報は、災害に備えた日頃からの関係づくりのための活動にのみ使用するものとし、本人の同意なく目的以外のことには使用しません。
- ・日頃からの関係づくりの活動として、自治会町内会等が名簿に掲載された方への訪問を行い、支援に必要な事項を伺うことがあります。
- ・ご不明な点がございましたら、区役所へお問合せください。

～ 自治会・町内会へ提供する名簿のイメージ ～

氏名	住所	生年月日	性別	連絡先	介護	障害	その他(※)
横浜 太郎	〇〇区	19XX/01/01	男	045-XXX-XXXX	○		
港 花子	〇〇区	19XX/12/31	女	—		○	

(※) 緊急連絡先（ご家族等の電話番号）など

■ 災害時要援護者名簿を活用した取組の例

(1) 平常時

- ① 自治会・町内会役員、民生委員等がご自宅を訪問するといった見守りや声かけ
- ② 地域防災拠点訓練等での安否確認訓練の実施 など



(2) 災害発生時

- ① 隣近所や地域の方などによる安否確認
- ② 必要に応じた地域防災拠点等への避難支援 など

※ 災害時に必ず助けがくることを保証するものではありません。

<問合せ・ご相談>

港北区役所高齢・障害支援課 高齢・障害係
 横浜市港北区大豆戸町 26-1
 電話 540-2317
 FAX 540-2396
 担当 脇、谷口、大和田

(宛先)

〒×××-××××

横浜市港北区〇〇〇〇

港北 ミズキー 様

《住所》

《肩書》

《氏名》

【返送期限】

令和元年12月××日(×)

【問合せ先】

港北区高齢・障害支援課

電話：045-540-2317

FAX：045-540-2396

同封の『災害時要援護者名簿の自治会・町内会への提供について』をご一読いただき、要援護者としての情報提供を希望しない場合には、以下の削除依頼書をご返送願います。

災害時要援護者名簿 削除依頼書

※ 区役所が自治会町内会に提供する名簿に、あなたの個人情報
を提供することに、ご了解いただける方は、提出不要です。

私は、区役所と「要援護者情報の提供に関する協定」を締結した、自治会町内会等に提供する災害時要援護者名簿からの削除を依頼します。

令和 年 月 日

本人氏名 _____ ㊟ (本人自署の場合は、押印不要です)

本人住所 (本書の宛先と異なる場合に記入) _____

電話番号 _____

※ 代理の方が記入した場合、どなたが記入したかご記入ください。

代理者氏名 _____ (続柄 _____)

代理者電話番号 _____

返信期限 令和元年12月××日(×)

(返信の際は同封の返信用封筒をご利用ください。)

災害時要援護者名簿の自治会・町内会への提供について

～ 今回お知らせをお送りしている方 ～

区役所と協定を締結した団体のエリアに住民登録をしており、ご自宅で生活している方で、次の条件のいずれかに該当する方

- ① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 要介護3以上の方
 - イ 一人暮らし高齢者、
または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
 - ウ 認知症のある方
- ② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている
身体障害者、知的障害者、難病患者
- ③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、
身体障害者手帳1～3級の方
- ④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

日頃から横浜市港北区政の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

地震などの災害発生時に、高齢者や障害者などの自力避難が困難な方々（災害時要援護者）の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくり、地域での支えあいが重要です。

区役所では、災害対策基本法により災害時要援護者名簿を作成するとともに、同法及び横浜市震災対策条例に基づき、自治会町内会をはじめとする、区役所と「要援護者情報の提供に関する協定」を締結した団体（以下「自治会町内会等」といいます。）へ名簿を提供し、災害時の安否確認等に向けた取組をお願いしています。

つきましては、自治会町内会等への情報提供にご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、自治会町内会等へ提供する災害時要援護者名簿から削除することを希望される場合は、同封の削除依頼書をご返送ください。

■ 提供される情報（災害時要援護者名簿に載せる情報）

- ①氏名 ②住所又 ③生年月日 ④性別 ⑤電話番号その他連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由（介護、障害） ⑦その他（緊急連絡先等）

■ 削除依頼書返送期限 ※削除を希望される場合のみご提出ください。

令和元年12月〇日（〇）

【裏面もご覧ください】

■ 個人情報の取扱い

- ・区から提供された個人情報を管理する者及び個人情報を取扱う者には、法律上の秘密保持義務があります。個人情報は、災害に備えた日頃からの関係づくりのための活動にのみ使用するものとし、本人の同意なく目的以外のことには使用しません。
- ・日頃からの関係づくりの活動として、自治会町内会等が名簿に掲載された方への訪問を行い、支援に必要な事項を伺うことがあります。
- ・ご不明な点がございましたら、区役所へお問合せください。

～ 自治会・町内会へ提供する名簿のイメージ ～

氏名	住所	生年月日	性別	連絡先	介護	障害	その他(※)
横浜 太郎	〇〇区	19XX/01/01	男	045-XXX-XXXX	○		
港 花子	〇〇区	19XX/12/31	女	—		○	

(※) 緊急連絡先（ご家族等の電話番号）など

■ 災害時要援護者名簿を活用した取組の例

(1) 平常時

- ① 自治会・町内会役員、民生委員等がご自宅を訪問するといった見守りや声かけ
- ② 地域防災拠点訓練等での安否確認訓練の実施 など



(2) 災害発生時

- ① 隣近所や地域の方などによる安否確認
- ② 必要に応じた地域防災拠点等への避難支援 など

※ 災害時に必ず助けがくることを保証するものではありません。

<問合せ・ご相談>

港北区役所高齢・障害支援課 高齢・障害係
 横浜市港北区大豆戸町 26-1
 電話 540-2317
 FAX 540-2396
 担当 脇、谷口、大和田

自治会町内会に 加入しましょう!

横浜市内には、現在約2,900の自治会町内会があります。
私たちが自分のまちで、安心して快適な毎日を過ごせるように、
自治会町内会は、住みよいまちづくりを目指して
幅広い活動に取り組んでいます。

防災活動



災害時に備えた防災用品の備蓄や、防災訓練の実施など、「いざという時」のための活動に力を入れています。

防犯パトロール



町内の防犯パトロールや、登下校時の子どもの見守りなどを行い、安心・安全なまちを守っています。

まちの美化



地域の清掃活動や、ごみ集積所の管理を行い、きれいで住みよいまちづくりに取り組んでいます。

広報活動



行政からの情報や地域のお知らせを、回覧板や掲示板で情報提供しています。

福祉活動



子育てサロンや健康サロンを開催し、地域ぐるみで子育て支援や健康づくりをしています。

高齢者の見守り



ひとり暮らしの高齢者の方の見守りや、食事会を開催しています。

実際には

自治会町内会ってどんな人が活動してるの? 何かいいことがあるの? そんな疑問にお答えするため、自治会町内会に加入している方のコメントをいくつかご紹介いたします。まずはできることから、自治会町内会活動に参加してみませんか。



横浜市・横浜市町内会連合会

裏面へ!

自治会町内会、入っていて良かった！



子どもを見守ってくれます

子どもが学校の帰り道に一人になることを心配していましたが、自治会の方が横断歩道で見守りをしてくれたり、登下校中の子どもを気にかけて、声をかけてくれることが心強いです。

40代 女性



震災の時も、無事確かめに 来てくれました

東日本大震災の時、自治会長や役員の方が、一人暮らしの人の家を一軒一軒回り、声をかけて安否確認をしてくださいました。不安で心細い中、救われました。

60代 女性



近所に知り合いができて安心

引っ越してきたばかりで知り合いもなく不安なとき、町内会の役員の人に声をかけていただき、ほっとしました。家族で町内会の行事に参加するうち、知り合いの人数が増え、安心して暮らしています。

30代 男性



町内会の仲間と過ごす時間が、 日々の楽しみ

一人暮らしの高齢者の食事会に毎月参加しています。皆さんと食事をしながらお話ししたり、役員の方がギター演奏や防犯の紙芝居を披露してくれたり、楽しいひと時です。町内会の方が日頃から気にかけてくれ、感謝しています。

70代 男性



同世代どうしの交流が楽しい

平日は仕事ですが、休みの日に無理のない範囲で行事の協力をしています。自治会町内会で同じ地域、同じ年代どうし交流しています。異業種交流会みたいで楽しい！

40代 男性

・広報よこはま(2017年5月号)の内容を一部引用しています

イベントへの参加をきっかけに、
ご近所に仲間が増えたよ。
今後は、できることから、
運営のお手伝いをしたいな！



自治会町内会に加入し地域の絆を深めよう

加入についてのご相談は、お住まいの区の区役所地域振興課へお問い合わせください。

☎各区地域振興課 (045)

鶴見区	510-1687	保土ヶ谷区	334-6302	青葉区	978-2291
神奈川区	411-7086	旭区	954-6091	都筑区	948-2231
西区	320-8389	磯子区	750-2391	戸塚区	866-8411
中区	224-8131	金沢区	788-7801	栄区	894-8391
南区	341-1235	港北区	540-2234	泉区	800-2391
港南区	847-8391	緑区	930-2232	瀬谷区	367-5691

高年齢者・障害者の方などを支援する

地域ぐるみの助け合い

災害時に備えた 平常時からの要援護者支援に ご理解ご協力を



大地震などの災害が発生した時に、自力で避難することが困難な方々があります。

日頃からの地域の関係づくりが大きな防災力となって、いざという時の助け合いにつながります。

平常時からの地域の自主的な取組により、災害発生時の安否確認や避難支援などの活動が行えるように、地域の取組への支援を進めています。

「災害時要援護者」とは

「災害時要援護者」とは、地震などの災害発生時に

- 必要な情報を把握し、状況を判断することへの支援が必要な方
- 安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることへの支援が必要な方

をいいます。一般的には要介護高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、難病患者、外国人等があげられます。

横浜市では、特に避難行動が困難だと考えられる方々のうち、福祉システムで把握できる、次の方々の名簿を作成しています。

災害時要援護者のうち 区提供名簿の対象となる方々

① 介護保険の認定を受けている方のうち

- 要介護度3以上(重度)の在宅で生活する方
- 一人暮らしの高齢者または高齢者世帯でいずれもが介護保険の認定を受けている方
- 認知症のある方

② 障害のある方のうち

- 障害者総合支援法の福祉サービスの支給決定を受けている身体・知的障害の方、難病患者の方
- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方
- 療育手帳(愛の手帳) A1・A2(重度)の方



この他にも、避難はできても、避難場所での生活が困難な方も災害時要援護者です。

災害時には、けがや持病の悪化等で誰もが要援護の状態になる恐れがあります。

自治会・町内会が保有する災害時要援護者名簿を用いた
支援活動の具体例

平常時には
見守り 等を

平常時の支援

- ★日頃からの声かけ、関係づくり、見守り



- ★災害の発生時に備えた活動
(要援護者の名簿づくり、避難訓練、災害マップづくり)

- ★要援護者への相談に基づき、緊急連絡先や、かかりつけ医、支援にあたり配慮が必要なことなどを書きとめた個人支援カードなどの作成



など

災害時には
安否確認 等を

災害時の支援

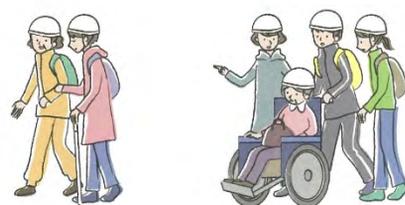
- ★安否の確認



- ★目や耳の不自由な方にもわかるよう、避難などの災害情報を伝達



- ★避難場所への誘導



など